

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月18日
担当課	消防局救急課

契約業者名・住所	(1) 名称 松戸市立総合医療センター 住所 松戸市千駄堀 993 番地の1 (2) 名称 医療法人社団誠馨会 新東京病院 住所 松戸市和名ヶ谷 1271 番地 (3) 名称 医療法人徳洲会 千葉西総合病院 住所 松戸市金ヶ作 107 番地の1
工事等の名称	救急救命業務（指示助言・事後検証）
工事等の場所	松戸市指定の場所
種別	救急救命体制の整備
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	指示助言費用1件あたり 4,000円（6時から17時前までの間） 5,000円（17時から22時前までの間） 6,000円（22時から6時前までの間） 事後検証費用1件あたり 5,000円
工事等の概要	救急隊員（救急救命士を含む）が行う救急救命処置及び応急処置の質を高め、救急活動全般について、医師による医学的観点からの検証を行う体制を構築し、救命率及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。
随意契約の理由	救急救命業務は、救急救命士が行う救急救命処置に対する常時かつ迅速な指示体制及び救急隊員等に対する実効性のある指導・助言体制を確保することにより応急処置の質を高めるとともに、救急活動について医師による医学的観点からの事後検証を行える体制を構築することを目的としています。東葛飾北部地域救急業務メディカルコントロール協議会（以下「協議会」という。）が平成15年5月に設置され、千葉県・医師会・病院救急部・消防本部が一同に会してメディカルコントロール体制の整備を図っていましたが、千葉県から各地域の協議会に業務移管されたことにより、協議会設置要綱が改正され（平成18年4月1日）、指示助言及び事後検証に関して構成消防本部で統一が図られました。医療機関の選定については、協議会へ参画しており、事業推進に積極的である松戸市立総合医療センター、新東京病院、千葉西総合病院が救急診療の単独科目を有しており、実習生の受け入れに関して承諾を得ていることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し随意契約とするものです。